

亀山市職員退職手当支給条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 2 年 3 月 3 1 日

亀山市長 櫻 井 義 之

亀山市規則第 1 4 号

亀山市職員退職手当支給条例施行規則の一部を改正する規則

亀山市職員退職手当支給条例施行規則（平成 1 7 年亀山市規則第 3 0 号）の一部を次のように改正する。

別表のイの表第 1 号区分の項中「7 級」を「7 级以上」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。